

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、防衛省は、前記の15契約において給水管と污水排水管が交差している箇所のうち、前記の条件を満たしておらず、必要とされる給水管の保護が行われていない34か所について給水管を保護する補修を行うとともに、両配管の埋設が適切に行われるよう次のような処置を講じた。

ア 6年8月に、上水設計要領及び下水設計要領を改正して、下水設計要領に給水管と污水排水管の位置関係や間隔に関する条件を、上水設計要領及び下水設計要領に条件を満たさない場合の具体的な保護の方法をそれぞれ明記した。また、同月に通知を発して、条件等を容易に確認できるように特記仕様書に明記するよう地方防衛局等に周知した。

イ 6年8月に、給水管又は污水排水管の埋設を伴う工事に当たり、設計及び施工の条件についての監督職員の確認及び検査職員の検査に係る要点をまとめた留意事項等を作成して、地方防衛局等に周知した。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく提供に係る決済について

(令和4年度決算検査報告423ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

海上自衛隊、陸上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚監部等は、我が国とアメリカ合衆国、英国、オーストラリア連邦、フランス共和国、カナダ及びインド共和国の各国とがそれぞれ締結している物品役務相互提供協定(Acquisition and Cross Servicing Agreement。以下「ACSA」という。)に基づき、各国の軍隊への物品又は役務の提供の取引及び各国の軍隊からの物品又は役務の受領の取引(以下、この提供の取引を「ACSAに基づく提供」という。)を行っている。そして、ACSAに関する基本的な条件、手続及びその細目を定めた手続取極によれば、物品又は役務に係る決済は、物品又は役務の引渡しの日から12か月以内に完了することとされている。しかし、海上自衛隊において、ACSAに基づく提供について、決済の手続を進めることができない状況となっていたこと、及び債権発生通知書が歳入徴収官に送付されていなかったことにより、令和5年6月現在で、物品又は役務の引渡しの日から12か月以上経過しているのに、決済が完了していないものが110件(取引金額計1億3507万余円)生じている事態が見受けられた。

したがって、防衛省海上幕僚長に対して5年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア ACSAに基づく提供に係る決済が決済期限内に完了していない110件について、相殺又は指定の口座に入金させることにより、速やかに決済を完了させること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等について検討を行い、必要な措置を講ずるとともに、ACSAに基づく提供を実施した分任物品管理官及び役務提供部隊等の長に対して、歳入徴収官に債権発生通知書を送付することについて周知徹底を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、海上幕僚監部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア ACSA に基づく提供に係る決済が決済期限内に完了していなかった110件のうち99件について、6年7月までに決済を完了させた。また、残り11件のアメリカ合衆国へ提供した物品又は役務に係るものについて、アメリカ合衆国から支払の承諾を得て、同国において支払の手續中であることを確認した。

イ 決済期限内に決済が行えない取引が長期間にわたり継続的に生じている状況を解消するために必要な取組の方針等について検討を行った結果、5年12月までに、6か国全てのACSA に基づく取引を適正に実施する責務を有する実施権者又はACSA の担当者を特定し、これらの者を通じて納入告知書の送付先について確認が可能となるよう調整した。

また、6年6月に、各部隊等の長に通知を発出し、各部隊等内に当該通知の写しを送付させることにより、分任物品管理官及び役務提供部隊等の長に対して、ACSA に基づく提供に係る決済の方法として通貨による償還を受ける場合には、歳入徴収官に債権発生通知書を送付することについて周知徹底した。